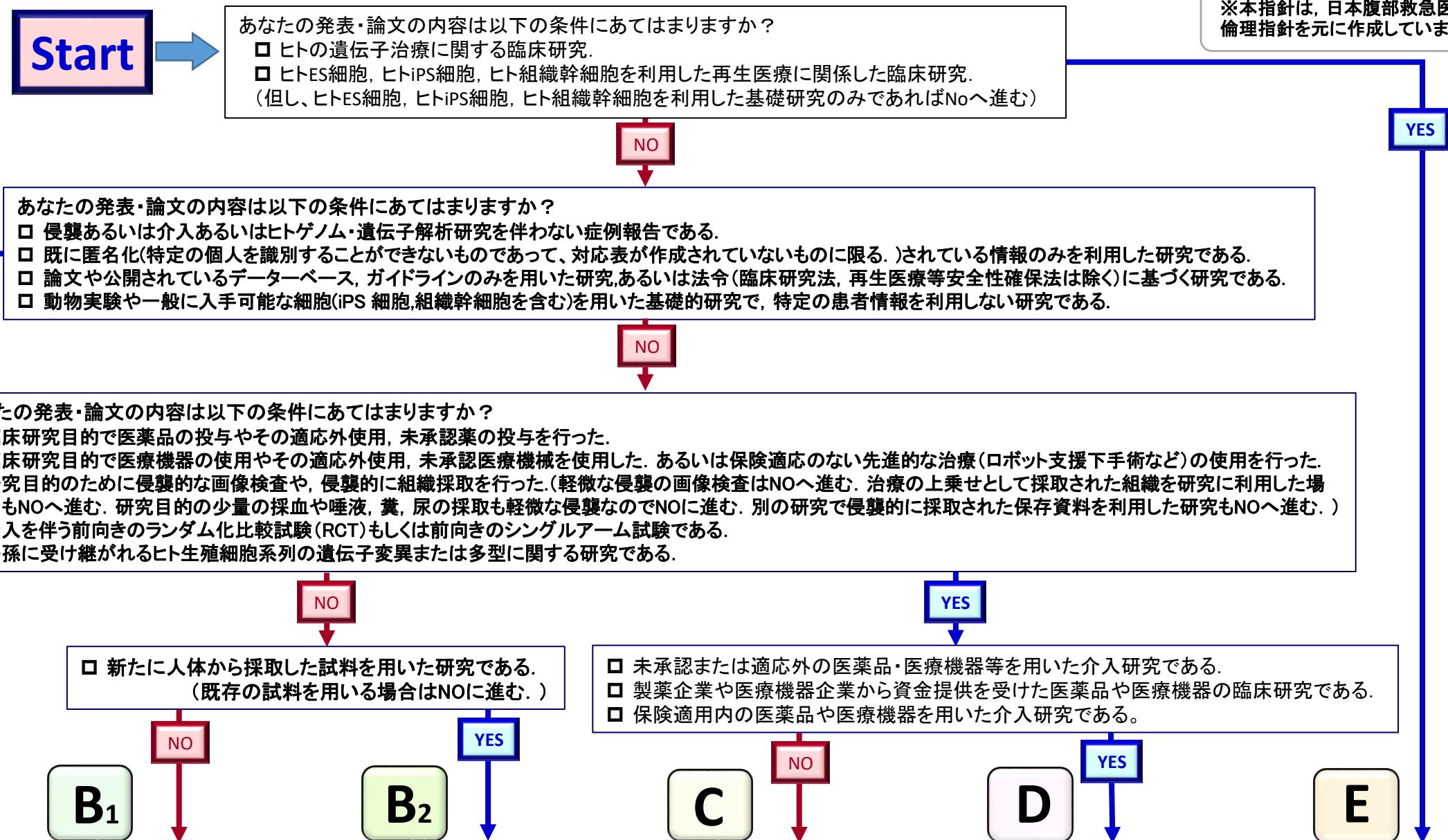


※本指針は、日本腹部救急医学会作成の倫理指針を元に作成しています。



A	B ₁	B ₂	C	D	E
倫理審査委員会の審査と対象者の承諾は不要。 ※ただし、特定の活動が研究に該当するか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことが推奨される。 ◆症例報告 ◆既に匿名化されている情報や既に加工されている匿名加工情報、非識別加工情報のみを利用した研究 ◆論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究 ◆培養細胞を用いた基礎研究 ◆法令に基づく研究など	以下の中の要件をすべて満たす必要がある。 □倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。 □研究対象者もしくは代諾者の同意。(オプトアウト利用可) ※新たに情報を取得する場合は原則個人情報保護法等の趣旨に沿った適切な同意が必要である。 ※研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要 ◆既存の試料・情報を用いる観察研究 ◆研究目的で新たに情報のみを取得する観察研究であって、侵襲を伴わない研究	以下の中の要件をすべて満たす必要がある。 □倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。 □研究対象者もしくは代諾者の同意。 □介入研究のみ公開データベースへの登録。 ◆研究目的で新たに情報を取得する際に侵襲または軽微な侵襲を伴う観察研究 ◆研究目的で新たに情報に加えて試料を取得する観察研究	以下の中の要件をすべて満たす必要がある。 □倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。 □研究対象者もしくは代諾者の同意。 □介入研究のみ公開データベースへの登録。 ◆侵襲を伴う研究や介入研究 ◆子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型に関する研究	臨床研究法で定められた特定臨床研究と努力義務対象研究であり、以下の遵守が必要。 □「臨床研究法」の遵守 ※但し、2018年3月以前に研究が開始され、なおかつ2019年3月までに研究を終了した場合は、カテゴリーCの介入研究として扱って差し支えない。	以下の条件をすべて満たす必要がある。 □倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。 □研究対象者もしくは代諾者の文書同意。 □厚生労働大臣の許可。 □再生医療に関する臨床研究では「特定認定(または認定)再生医療等委員会」での審査が必要。

カテゴリー分類

A

- 症例報告で、子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異や多型を解析していない
- 既に匿名化されている情報(特定の個人を識別することができず、対応表が作成されていないもの)や既に作成されている匿名加工情報、非識別加工情報のみを扱う研究
- 論文や公開されたデータベース、ガイドラインの解析のみの研究
- 広く使用されている一般入手可能な細胞(iPS細胞、組織幹細胞を含む)のみを用いた研究
- 法令・省令に基づく研究

B1

- 症例報告以外の観察研究で、人体から採取された試料を用いない研究、あるいは既存の試料・情報を使った研究

B2

- 症例報告以外の観察研究で、非侵襲的あるいは軽微な侵襲として新たに人体から採取された試料を用いた研究(但し、子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異や多型を解析していないこと)

C

- 研究目的で通常の診療を超える医療行為(介入)を行った症例報告
- 前向きの介入研究
- 侵襲を伴う研究(但し、別の目的で侵襲的に採取され保存してあった試料を用いた新たな研究で、採取時に包括同意が得られていた場合はカテゴリーB2に該当する)
- 子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型性に関する研究

D

- 臨床研究法で定められた特定臨床研究と努力義務対象研究(但し、2018年3月以前に開始され、なおかつ2019年3月までに終了した研究はカテゴリーCとして扱って差し支えない)

E

- ヒトの遺伝子治療に関する研究
- ヒトES細胞、ヒトiPS細胞、ヒト組織幹細胞を利用した再生医療に関係した臨床研究.
- ヒトES細胞、ヒトiPS細胞、ヒト組織幹細胞を利用した基礎研究.